

## 2. 各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ（年表）（フランス）

### <政治分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代	1970年	※ 社会党では、1970年代にミッテランによりクォータ制が導入され、党の運営・執行部門に25%の女性を配置することが決められていた。		◆国際婦人年(目標・平等・発展・平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択〔1975年〕 ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択〔1979年〕
1980年代	1981年	女性の権利省に昇格		◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択〔1980年〕
	1982年	※人口3500人以上の市町村議会議員選挙に候補者名簿の25%クォータ制を定めた選挙法が制定。ただし、違憲判決をうける。		◆女性差別撤廃条約批准〔1984年〕 ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択〔1985年〕
1990年代	1995年	パリティ監視委員会の設立(1995年10月18日No.95-1114デクレ)	首相の直下に設置された独立の委員会。その目的は、 ・情報収集、分析、国レベル・国際レベルでの女性の状況について調査研究を実施すること ・知識を広め、アクション・プログラムを推進すること ・公権力、政治・経済・社会アクターに対して啓蒙を行うこと ・法律・規則の改革の提言や提案を行うこと	◆国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択〔1990年〕 ◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」北京宣言及び行動綱領」採択〔1995年〕
		女性の権利及び男女の機会均等に関する国会議員代表の設置	元老院・国民議会にそれぞれ設置。ジェンダーの観点から法案の可否や法律が制定された場合の影響等について、審議や提言を行う。	
	1998年	パリティ監視委員会の役割強化(1998年10月14日No.98-922デクレ)	政治、経済、社会における男女間の不平等について権限を有すると規定。	
	1999年	男女平等に関する1999年7月8日の憲法的法律99-569号	第5共和政憲法第3条第4項に「法律が選挙によって選ばれる議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」という条項を追加するもの。また、憲法第4条に「各政党及び政治グループは、法律が定める条件において、第3条の最終項が定める原則の実現に貢献する」(第4条第2項)を挿入。	
2000年代	2000年	選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日法律	憲法改正をうけ、比例代表選挙の候補者名簿を男女同数とすることを定めた(一般に「パリティ」と呼ぶ)。国民議会選挙では、政党や政治団体に所属する候補者の男女比を同率とする。	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)(2000年) ◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)(2005年)
	2002年	2002年5月デクレ	「男女の均衡のとれた代表」の割合がいずれの性も「3分の1」であること。これによって、行政機関によって構成員が任命される審査委員会・選挙委員会について、33.3%クォータ制が導入された。	
	2003年	2003年7月30日の法律2003-697号	4人以上の元老院議員を選出する県では拘束名簿式・比例代表制を採用し、パリティを適用する。3人以下の議員を選出する選挙区では多数投票制で、パリティの適用なし。	
	2004年	反差別・平等高等審議会の設立(2004年12月30日の法律)	差別との戦い、情報提供、よい慣行を促進し、平等原則を実際のものとするを旨とする独立の行政機関が設立。	
	2007年	選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2007年1月31日法律2007-128号	これまで対象になっていなかった公職等にもパリティを適用する(例: 県議会議員の補充候補者は、異なる性の者が指名されること)。政党が(国民議会議員選挙にて)パリティを順守しない場合、公的助成金の減額率が50%から70%へ上昇。	
	2008年	2008年7月23日憲法改正	第5共和制憲法第1条第2項「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」(旧憲法3条第5項が1条第2項へ。かつ、「職業的及び社会的な要職」が追加)	
	2013年	県議会議員選挙、市町村議会議員選挙、市町村協力公共機構審議会議員選挙および選挙日程に関する国家組織法と法律(法律第2013-402号)	市町村議会選挙の比例代表制をこれまでの人口3500人以上から1000人以上にまで拡大。県議会選挙に、男女ペア立候補制(候補者が男女2人組で立候補する制度であり、各県議会議員選挙区から、1組を選出)を導入。	
2014年	男女平等に関する法律	下院(国民議会)にて、政党内の立候補者の男女比率の開きが2%を超えた政党は、助成金が減額される(減額率が70%から150%へ上昇)。	◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)〔2010年〕 ◆UN Women 正式発足〔2011年〕 ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択〔2012年〕 ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択〔2014年〕	

<行政分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代	1970年			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年]</li> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]</li> </ul>
1980年代	1980年			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]</li> <li>◆女性差別撤廃条約批准[1984年]</li> <li>◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]</li> </ul>
1990年代	1990年			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連婦人の地位委員会拡大会期国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]</li> <li>◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]</li> </ul>
2000年代	2000年	2000年3月6日通達:公務部門における男女平等に関する数か年計画	国家公務員における男女平等に関する最初の取組。国家公務員の対象官職について、各省庁が男女平等に関する目標や女性管理職員の目標割合等を設定し、3～5年の数か年計画を策定することを定める(改革の対象となる中央官庁の課長、部長代理等であり、政治的任用による上級官職等は含まない)。実施している省庁は、外務省、文化省、教育省、法務省、環境省、農業省、内務省、労働省、運輸省、青年・スポーツ省、国防省。法務省、青年・スポーツ省は、省内に監視委員会を設置して男女平等をモニタリング。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]</li> <li>◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]</li> </ul>
	2001年	男女間の職業平等に関する2001年5月9日の法律(通称ジェンソン法)	民間部門及び公務員の職業における男女平等を定める。公務員については、1983年7月19日の公務員の権利と義務に関する法律を改正し、公務員に対する平等原則確保についての規定を追加している。公務員の採用等について、「男女の均衡のとれた代表を確保するため、男女の間で区別をすることができる」とポジティブ・アクションを明示。	
	2007年	官公吏の権利と義務に関する法律(1983年)改正	ジェンソン法の制定にもとづき、官公吏一般規程第一部が改正され、公務における男女平等の原則が初めて法制化。	
2010年代	2012年	選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2007年1月31日法律2007-128号	これまで対象になっていなかった公職等にもパリティを適用する(例:県議会議員の補充候補者は、異なる性の者が指名されること。県議会議員の死亡、兼職、民法上の失踪、憲法院の委員との兼職の際)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]</li> <li>◆UN Women 正式発足[2011年]</li> <li>◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年]</li> <li>◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]</li> </ul>
		「各大臣に各省において男女平等担当の幹部公務員を義務付ける」2012年8月首相通達	同通達により、女性の権利及び男女平等に関する閣僚委員会が12年ぶりに開催されることとなった。同委員会では、男女平等担当の幹部公務員が中心となり各省がそれぞれ行政における男女平等を実現するためのロードマップを作成することが決定された。	
	公務員に関する諸規定を定める法律第2012-347号	2011年取締役会クォータ法の適用対象外だった国の公施設法人の取締役会、監査役会またはそれらに相当する機関等も含まれた。		
	公務員の管理職にクォータ制を導入法律第2012-347号	国家公務員、地方公務員(州、県、人口8万人以上のコミューン(市町村)及び人口8万人以上のコミューン間協力公施設法人の公務員)、医療公務員の特定の管理職が対象。これら管理職の年間の任命数について、男女の割合をそれぞれ40%以上としなければならない(2013年1月1日施行)。違反した場合、基準から不足する人数1人につき9万ユーロの制裁金。		
2013年	「公務における職業的男女平等に関する合意」公務担当大臣通達	政府と労働組合との労使交渉の合意に基づく通達。同通達の内容は、研修の受講機会の男女平等化、子供の出生後に父親が取得することができる休暇(女性休暇)の取得促進等。		

<経済分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代	1972年	法律第72-1143号	男女の賃金の平等が全面的に認められた。「同一価値労働同一賃金原則」について定めたもの。	◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年] ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]
1980年代	1983年	男女職業平等に関する1983年7月13日の法律(通称ルディ法)法律第83-635号	一部の職業を除き、募集、採用、配置、昇進、職業訓練等における性差別を禁止し、さらに違反に対して刑事罰を設けた。男女の機会平等のために、女性の利益のためにとられる暫定的措置を認めた(ポジティブ・アクションの導入を許可した)。	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年] ◆女性差別撤廃条約批准[1984年]
	1989年	1983年通称ルディ法第19条第2項の追加	職業上の性差別が確認された時点から2年以内に、労使交渉により、その改善を義務づけた。	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]
1990年代	1999年	民事連帯契約法(通称バクス法)の制定	婚姻関係以外の異性間、同性間の家族形成が法的に認められた。	◆国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年] ◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]
2000年代	2001年	男女間の職業平等に関する2001年5月9日の法律(通称ジェンソン法)法律第2001-397号	民間部門及び公務員の職業における男女平等を定める。企業に女性の就労状況に関する報告書提出を義務付け、男女の職業上の平等に関する団体交渉や労働協約についても規定。男女の職業上の平等に関する定期的な団体交渉が義務付けられた。	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年] ◆国連「北京+10」関係級会合(ニューヨーク)[2005年]
		差別に関する法律第2001-1066号	性別を含む多様な理由に基づく採用、研修、職業訓練における不利益取り扱いや懲戒、解雇の禁止	
	2002年	父親休暇制(パパ・クオータ)導入	社会保障財政法による。従来の3日間の「家族連帯休暇」に加え、11日間の有給休暇が認められた。	
	2004年	児童手当関連の充実化	家族手当、家族扶養手当、単身手当等	
		企業に対する「平等認定(Label Egalite Professionnelle)」開始	フランス規格協会(非営利組織Afnor Certification)が、男女平等に対してすぐれた企業に対して認定を与える。認定には、職業上の平等のための活動、人事制度、育児休業制度の3つが審査される。	
	2006年	男女間の所得の平等に関する2006年3月23日の法律2006-340号(「男女給与平等法」)	男女の職業上の平等に関する団体交渉の明確な指針について定める(例:産業レベルでの義務的交渉に際する男女間賃金格差解消目標の設定、男女間賃金格差の現状の確認・診断、企業レベルでの男女間賃金格差の解消に関する交渉の義務化)。国は、従業員数50人未満の企業に対して、出産・養子休業を取得する従業員の代理要員に係る費用について、支援を実施する。	
		CESU(Check de service universel)制度の開始	従業員の家政婦や家事手伝い等を雇う費用について、企業や企業委員会がチケット(小切手)を交付する。企業が一定の支出をした場合、税制上の優遇措置である家族控除が認められる。(家族控除とは、2004年に認められた法人税税額控除の制度)	
	2007年	行政、雇用者側、労働者側の三者による会議(2007年11月26日)	男女間に賃金格差があった場合、企業に対して制裁金を課すことが決定(制裁金の金額等については検討課題)。	
2008年	2008年7月23日憲法改正	第5共和制憲法第1条第2項「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」(旧憲法3条第5項が1条第2項へ。かつ、「職業的及び社会的な要職」が追加)		
2010年代	2010年	コーポレート・ガバナンス・コードの改正	以下2011年の取締役クォータ法と同じクォータを適用することを推奨	
	2011年	取締役クォータ法(2011年1月27日制定)法律第2011-103号	上場企業及び3会計年度連続して、従業員500名以上で5000万ユーロ以上の総売上高/資産の非上場企業、一部の国有企業等が対象。上場企業は、2014年1月1日までに20%以上、2017年までに40%以上の女性幹部を任命すること。非上場企業は、2017年1月1日以降に、上記条件を満たした場合に適用すること。ジェンダー基準を満たさない幹部職の任命は無効。	
	2014年	男女平等に関する法律	子の養育分担当の創設。育児休暇を両親が取得すれば、片方の親のみが取得した場合よりも6か月長くなる。 企業の取締役会等の男女比率をそれぞれ40%以上とする対象を拡大。3会計年度の平均従業員数が250人以上の非上場企業に拡大し、施行期日を2020年から2017年に早めた。	